

令和2年度熊本県介護支援専門員実務研修に係る実習についての補足説明資料

(※実習の期間については、現在延期していますので、決定次第お知らせいたします。本紙では、内容のみ御確認ください。)

1.実習期間 令和3年3月初旬から4月中旬（前期研修と後期研修の間）に3日間程度（18時間程度）

※3日間連続の実施でなくても良い。

2.目的 実習現場でのケアマネジメントプロセスの経験を通じて、実践に当たっての留意点や今後の学習課題等を認識する

3.内容 実習では、以下の(1)～(5)を行う

(1) アセスメントの実施

(2) 居宅サービス計画書の作成

(3) モニタリングの実施

(4) サービス担当者会議の準備・同席

(5) 給付管理業務の方法

※必ずしもアセスメントの実施から順番どおりに実施する必要はない。

また、全ての過程を一人の対象者で実施しなくても良い。

[例：(1) (2)を利用者A氏で実施、(3) (4) (5)を利用者B氏で実施]

4.実習生が作成する居宅サービス計画書等について

実習生は、実習受入事業所の利用者を対象として、模擬プラン等（別添①～⑧）を作成する。

詳細は下記の通り。

【模擬プラン等作成（別添①～⑧）について】

対 象 者：実習先で実習協力者（模擬プラン作成対象者）を見つけ作成する。

対象者の要件は、①要介護認定を受けている方（第1・2号被保険者）

②居宅で生活をしている方（※要支援の方や、入院・入所中の方は対象外）

実習指導者：実習生が作成した模擬プラン等への助言・指導を行い、修正等を行う。

模擬プラン等提出：実習生は、完成させたものを後期研修初日に事務局へ提出する。

【別紙①】

令和3年1月7日～3月2日

介護支援専門員実務研修（前期）

※前期研修初日に受講者へ協力事業所のリストを配布する。
受講者より協力事業所へ実習受入依頼の連絡をする。



見学・観察実習（協力事業所での実習）

1. アセスメントの実施
（※協力事業所の利用者であるA氏）
2. 居宅サービス計画書の作成
（※A氏のサービス計画書を作成）
→①～⑧を作成し、実習指導者へ提出し、
特に⑤～⑧に関して指導・助言を受け、
修正等を施し、完成させる。
3. サービス担当者会議の準備・同席
4. モニタリングの実施
5. 給付管理業務の方法

見学・観察実習では上記1～5を学ぶ。

模擬プラン作成実習

- ①事例検討のまとめ
- ②住宅見取り図の作成
- ③アセスメント情報収集シート
- ④ICF思考による情報整理・分析シート
- ⑤居宅サービス計画書（1）
- ⑥居宅サービス計画書（2）
- ⑦居宅サービス計画書（3）
- ⑧サービス利用票簡易版

【実習協力者の条件】

- ①要介護認定を受けている方（第1・2号被保険者）
 - ②居宅で生活をしている方
- ※要支援の方や、入院・入所中の方は対象外

令和3年4月14日～5月25日

介護支援専門員実務研修（後期）

※受講者は、完成させた①～⑧を、
後期研修初日に県社協へ提出する。

【別紙② 実習内容の例示】

(※) 居宅訪問

- ・利用者の居宅を訪問し、生活の様子を知ることにより、複数の事例についてケアマネジメントプロセスを経験する
- ・介護支援専門員としてのTPOを厳守する
- ・自己紹介及び訪問理由を説明する（実習承諾）

(1) アセスメントの実施

- ・利用者の中で協力いただける方に同意のうえで、居宅を訪問し、実習生が中心となって面接を行い、情報収集をする
- ・実習指導者は訪問前に、訪問時の留意点や利用者の基本情報を実習生と共有する

(2) 居宅サービス計画書の作成

- ・実習生は、アセスメントを実施した方を対象として居宅サービス計画書等（別添①～⑧）を作成する
- ・実習指導者は、実習生が実習期間中に作成した居宅サービス計画書等へ関する助言・指導、修正等を行う
その際、実際に実習指導者が作成したアセスメントシートや居宅サービス計画書等により説明することも考えられる
- ・実習生は、実習指導者からの助言・指導を受け、居宅サービス計画書等の修正を施し、完成させる

(3) モニタリングの実施（実習指導者以外への同行も可）

- ・モニタリング対象者は、アセスメント及びプランニングの際に訪問した方と別の利用者宅を訪問しても良いこととする
（複数の事例を訪問して学ぶという実習の要件を満たすこととなる）
- ・実習生は、実際のモニタリングの様子を見学・観察して学ぶ
その際、実際に訪問した利用者のモニタリング記録等を確認して経過を学ぶことも効果的と思われる

(4) サービス担当者会議の準備・同席（実習指導者以外への同行も可）

- ・実習期間中に開催される機会があれば、実習生が同席して経験することが望ましい
- ・担当者会議に同席できなかった場合、実習指導者が担当者会議の準備や当日の議事進行等を説明することによって、実習生の理解を促すこと

(5) 給付管理業務の方法

- ・実際の給付管理の方法や流れを説明し、実習生の理解を促すこと

(6) その他

- ・実習期間中に、地域ケア会議が開催される機会があれば、実習生が同席して経験することが望ましい